

# 高知県吹奏楽連盟規約

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は高知県吹奏楽連盟と称する。

(組織)

第2条 本連盟は、四国吹奏楽連盟規約第3条の定めるところにより高知県において組織する。

(事務所)

第3条 本連盟の事務所は事務局長の所在地とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本連盟は一般社団法人全日本吹奏楽連盟の掲げる目的に則り、高知県の吹奏楽及び管・打楽器等による音楽の普及向上並びに音楽教育の振興を図り、もって所属員・所属団体及び地域の音楽文化の向上発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 各種コンクール等の開催
- (2) 吹奏楽祭、講習会、研究会等の開催
- (3) 吹奏楽に関わる指導者の育成
- (4) 吹奏楽に関する資料の収集と紹介
- (5) 吹奏楽の普及啓発及び育成事業に対する援助
- (6) その他目的達成のため必要かつ相当と認める事業

## 第3章 会 員

(種別)

第6条 本連盟の会員資格を有する者は、高知県において吹奏楽団を編成している団体及び本連盟の目的、事業に賛同する個人又は団体で、特に理事長が推薦し理事会の承認を受けたものとする。この連盟の会員は次のとおりとする。

団体会員 高知県内の小学校・中学校・高等学校・大学、またはこれに準ずる学校・職場・一般における吹奏楽団。代表者1名は総会での議決権及び理事等への被選任資格を有する。

個人会員 吹奏楽活動の経験が豊かな者で、理事会の推薦により総会で承認された者。理事等への被選任資格を有するが、総会での議決権は持たない。

賛助会員 本連盟の目的に賛同する個人または団体。総会での議決権及び理事等への被選任資格は持たない。

(入会)

第7条 団体会員の入会希望者は、会費を添えて本連盟の定める所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 本連盟の会費は、理事会において定める。

- 2 会員は、前項により定められる会費を納入しなければならない。
- 3 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

(退会)

第9条 会員が退会する時は、理事長に届け出なければならない。

(資格の喪失)

第10条 会員は退会、もしくは除名されたときにその資格を失う。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会の議決を経て理事長はこれを除名する。

- (1) 本連盟の名誉を著しく傷つける行為、又は本連盟の目的に反する行為のあったとき。
- (2) 会員の義務に違反したとき。

#### 第4章 役員

(資格)

第12条 本連盟の役員は、本連盟の会員でなければならない。

(定数)

第13条 本連盟の役員の定数は、次のとおりとする。

理事 16名以上18名以内（うち、理事長1名、副理事長若干名、常任理事6名を含む）

監事 2名

(任期)

第14条 役員は任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

- 2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む）のため選出された役員は現任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において新たに選出された役員は、第1項に規定する任期とする。
- 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、新たに選出された役員が就任するまで役員職務を行う。

(選出等)

第15条 理事は前年度の理事会において選出し総会の承認を受ける。

- 2 監事は理事会において推薦し、理事長が委嘱する。
- 3 監事は理事と兼任できない。

(職務)

第16条 理事長は、本連盟を代表し本連盟の業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し理事長が事故あるとき又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。
- 3 常任理事は、理事長及び副理事長を補佐して本連盟の業務を執行し、理事長及び副理事長がともに事故あるとき又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。
- 4 理事は理事会を組織し本連盟の総会の権限に関わる事項以外の事項を議決する。

(職員)

第17条 本連盟の事務を処理するために事務局を置く。事務局には、事務局長及びその他の局員を置くことができる。

事務局長は、常任理事を兼任することができる。

- 2 その他の局員は、理事長が任免する。

(財務局)

第18条 本連盟の財務を処理するために財務局を置く。財務局には、財務局長及びその他の局員を置くことができる。

財務局長は、常任理事を兼任することができる。

- 2 その他の局員は、理事長が任免する。

(事業部)

第19条 本連盟の事業を運営するために第1事業部・第2事業部・第3事業部・第4事業部を置く。各事業部には、事業部長その他の部員を置くことができる。

- 2 第1事業部は吹奏楽コンクールを担当する。
- 3 第2事業部はアンサンブルコンテストを担当する。
- 4 第3事業部は小学校バンドフェスティバル・マーチングコンテスト・マーチング講習会を担当する。
- 5 第4事業部は吹奏楽祭・楽器別講習会・吹奏楽講習会を担当する。
- 6 各事業部長は、常任理事を兼任することができる。

7 その他の部員は、理事長が任免する。

(担当役員)

第20条 本連盟を運営するために各部門及び各地区担当の理事を置く。

部門は小学校・中学校・高等学校・大学・一般（職場を含む）とする。

地区は東部・中部・西部とする。

2 各部門担当の理事は各部門の、各地区担当の理事は各地区の代表となる。

3 各地区の理事はアンサンブルコンテスト地区予選を担当する。

(監事)

第21条 監事は本連盟の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

(1) 本連盟の財産の状況を監査する。

(2) 理事の業務の状況を監査する。

(3) 財産又は業務の状況について、これを理事会又は総会に報告する。

(4) 必要のあるときは理事会又は総会の招集を理事長に請求することができる。

(解任)

第22条 本連盟の役員が次の各号の一つに該当するときは、理事会において4分の3以上の議決によって解任することができる。

(1) 心身の故障により職務の遂行に堪えられないと認められたとき。

(2) 職務に関しその義務違反、その他役員としてふさわしくないと認められたとき。

## 第5章 名誉会員 顧問 相談役

(名誉会員等)

第23条 本連盟に、名誉会員・顧問・相談役を置くことができる。

2 名誉会員は総会の議決によって推薦する。

3 顧問及び相談役は理事会に於て推薦し理事長が委嘱する。

4 名誉会員・顧問・相談役は理事長の諮問に応ずる。

## 第6章 会 議

(会議)

第24条 本連盟の会議は総会、理事会、常任理事会とする。

(種別、開催及び議決)

第25条 総会は会員（賛助会員を除く。以下この章について同じ）の代表者を以て組織し通常総会、臨時総会とする。

2 通常総会は毎年1回招集する。招集日は会計年度終了後2ヶ月以内とする。

3 臨時総会は常任理事会、理事会又は監事が必要と認めたとき理事長が招集する。

4 総会の招集は、招集日より7日前までにその会議に付する事項、日時、場所を記載した書面または電磁的方法を以て通知するものとする。

5 総会の議長は会議のつど会員の中から選任する。

6 総会は委任状を含め会員の2分の1以上の出席を以て成立し、出席者の過半数の賛成を得て議決することができる。

(権能)

第26条 総会はこの規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算書。

(2) 事業報告及び収支決算書

(3) 財務諸表

(4) その他本連盟の業務に関し特に常任理事会、理事会、又は監事より必要と認められた事項

(通知)

第27条 総会の議事の要項及び議決案件は会員に通知するものとする。

(理事会)

第28条 理事会は毎年1回以上理事長が招集する。理事会の議長は理事長とする。  
(理事会の権能)

第29条 第16条第4項に基づき、理事会は次の事項を議決する

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 団体会員入会希望の承認
- (3) 個人会員入会希望の承認及び総会への推薦
- (4) 会費
- (5) 監事候補の推薦
- (6) 役員解任
- (7) 総会の招集
- (8) 総会の委任を受けた場合の規約の変更
- (9) 次期理事候補の選任
- (10) 表彰者の決定
- (11) 細則案

(理事会の議決方法)

第30条 理事会の成立及び議決条件は、本規約第25条第6項に準ずるものとする  
(常任理事会)

第31条 常任理事会は常任理事を以て組織し、理事長がこれを招集する。

- 2 常任理事会は、本連盟の運営を執行する。
- 3 常任理事会は、本連盟を運営するため各種委員会、部会を組織して理事会において決議した事項の他、理事長の必要と認めた業務を執行する。

## 第7章 会計年度

(会計年度)

第32条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第8章 規約の変更

(規約変更)

第33条 本連盟規約の変更は、理事会が発議し総会の4分の3以上の同意を以て成立する。ただし総会において議決し理事会に規約変更を委任することができる。

## 第9章 補 則

(各種規約)

第34条 本連盟規約第17条に定める本連盟事務局に関する規約及び第18条に定める本連盟財務局に関する規約は理事会の議決を経て別に定める。

(細則)

第35条 この規約の施行についての必要な細則は理事会の議決を経て総会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 この規約は昭和58年2月26日より施行する。
- 2 この規約は平成6年4月1日より施行する。
- 3 この規約は平成19年1月1日より施行する。
- 4 この規約は平成21年4月11日に第13条を一部改定し、第19条と第20条を追加する。
- 5 この規約は平成25年4月13日に第4条を一部改定する。
- 6 この規約は平成26年4月12日より施行する。